

# 一般財団法人 山王母子支援事業団 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人 山王母子支援事業団と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、山王母子支援事業団（以下「山王母子支援」という）の運営を通じ、母子家庭に対する「住居提供」を行い、母親と子供が共に入所出来る施設の特性を生かしつつ、入居者の実情に合わせた「自立促進」のための支援を行う。子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子供たちの自主性を養い、子供たちの貴重な時代を子供らしく過ごせるよう、芸術、文化、スポーツ、体験活動を行うとともに、学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供して子供の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 子育て支援施設の設置運営事業
- (2) 子供に対する修学支援事業
- (3) 子供に対する社会教育の推進事業
- (4) 子供の健全育成を図る事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な助言又は援助活動

(公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第6条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(評議員)

第8条 当法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第11条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。ただし、評議員から報酬等の受け取りを辞退する旨の申し出があった場合、報酬等の支払いをしないことができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### 第2節 評議員会

(権限)

第12条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(開催)

第14条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第15条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。

2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第17条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第18条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

## 第4章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上6名以内

監事 1名以上

- 2 理事のうち1名以上を代表理事とする。
- 3 当法人設立後新たに選任される各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 当法人設立後の監事は、弁護士、公認会計士または税理士の資格を有する者とする。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事の補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又はその選任時に存在する他の理事の任期の残任期間と同一とする。

4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

(解任)

第23条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第24条 役員には、報酬を支給することができる。ただし、役員から報酬等の受け取りを辞退する旨の申し出があった場合、報酬等の支払いをしないことができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第2節 理事会

(権限)

第25条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第27条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第28条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第29条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第30条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法197条において準用する同法91条2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

## 第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

- 2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第33条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

- 2 当法人は、剰余金の分配は行わない。

(残余財産の処分等)

第34条 当法人が解散したときは、残余財産を公益財団法人木下記念事業団に  
贈与する。